

いじめ防止基本方針



令和4年8月

亀山市立亀山西小学校

目 次

1 いじめに対する基本的な考え方	2
2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織	3
3 いじめ防止の対策のための具体的な取組	3
4 保護者・地域の役割	6
5 重大事態への対処	7
6 新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別をなくすために	10
(別紙1) いじめ防止対策年間指導計画	12
(別紙2) いじめ事案対応フローチャート(組織対応の流れ)	15
(別紙3) いじめ早期発見のためのチェックリスト例(教職員用)	16
(別紙4) いじめ防止の取組チェックリスト(教職員用)	17
(別紙5) いじめ早期発見のための気づきリスト	18



亀山西小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 25 日策定
平成 29 年 7 月 14 日一部改正
令和 2 年 3 月 19 日一部改正
令和 3 年 4 月 2 日一部改正
令和 4 年 8 月 22 日一部改正

1 いじめに対する基本的な考え方

(定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。例えば、いじめられていても本人が否定することもある。そのため、背景にある事情の調査を行い、表情や様子をきめ細かく観察し、いじめに該当するか否かを判断する。

※好意から行ったことで、意図せず相手側に心身の苦痛を感じさせた場合、学校はいじめという言葉を使わずに指導するなど柔軟な対応も可能であるが、法が定義するいじめには該当する。
【いじめ防止対策推進法第2条より】

上記の考え方のもと、亀山市教育ビジョン及び亀山市いじめ防止基本方針に基づき、全ての教職員が「いじめは、どの学年・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、また、「重大事態」等に適切に対処するために、「いじめ防止基本方針」を策定する。

いじめの防止等は、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底的に取り組むべき重要な課題であり、また、いじめをなくすため、まずは、日頃から、個に応じたわかりやすい授業を行うとともに、深い児童理解に立ち、生徒指導の充実を図り、児童が楽しく学びつつ、いきいきとした学校生活を送れるようにしていくことが重要であると考えます。

これらのことを踏まえ、いじめ防止のための基本姿勢として、次の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを絶対に許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力して、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、心理の専門家によって構成されるいじめ防止対策委員会を常設する。また、必要に応じて、学級担任や低・中・高ブロック長等が委員会に加わる。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ② いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③ いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④ いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめ防止の対策のための具体的な取組

(1) いじめの未然防止のために

- ① いじめについての共通理解
 - ア いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図る。
 - イ 児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。
- ② いじめに向かわない態度・能力の育成
 - ア 学校の教育活動全体を通した道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養い、お互いの人格を尊重する態度を養う。
 - イ 児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- ③ いじめが生まれる背景と指導上の注意
 - ア いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、学習その他の活動に主体的に参加・活躍できるよう、一人ひとりを大切にした授業づくりや人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていくことが求められる。

- イ ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切である。
- ウ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- エ 学校として特に配慮が必要な児童については、教職員が個々の児童の特性を理解し、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、必要に応じて、保護者や周囲の児童に対してその特性の理解を促す取組を行う。

④ 自己有用感や自己肯定感を育成

- ア 全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、他の児童や大人との関わり合いを通して、他人の役に立っている、他人から認められているといった自己有用感や自己肯定感を獲得させる。
- イ 自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設ける。

⑤ 児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

- ア 児童がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組が進むよう支援する。
- イ その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がける。

(2) 早期発見のために

① いじめの実態を把握するための取組

- ア いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、積極的に認知することができるよう、児童の見守りや信頼関係の構築に努め、日常的な児童への目配りや生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努める。
- イ 児童のプライバシーに十分配慮し、学期に1回以上の生活アンケート(いじめアンケート等)調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組む。なお、虐待が疑われる記述等があった場合は、市へ情報提供又は通告するとともに、保護者から情報元の開示の求めがあっても情報元を保護者に伝えず、児童相談所等と連携しながら対応する。
- ウ 抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、心のポストへの相談、市や県の電話相談窓口について広く周知する。

② 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換ができるようにする。

(3) いじめに対する措置

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ア 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込むことなく、その日のうちに「いじめ防止対策委員会」にいじめに係る情報を報告し、当面の対応を決定して直ちに取り組む。
- イ また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に

記録しておく。

- ウ 学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。
- エ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報する。
- オ また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を活用し、児童生徒の心のケアや、関係機関との連携を進めるとともに、弁護士や精神科医等の医療関係者等と連携することも検討する。

② いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保する。いじめられた児童から、保護者へ伝えないでほしいという要望があったとしても、全力で守ることを約束のうえ、保護者と情報共有することの必要性を児童に十分説明し、理解を求め、いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図る。状況に応じて外部専門家の協力を得る。

③ いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をする。

④ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させる。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をする。

いじめの解決とは、被害児童やその保護者からの被害の訴えがなく、かつ複数の教員の観察等から実態がないと判断されたときとするものとする。

⑤ ネット上のいじめへの対応

メールやSNS等のやりとりについては、いじめにつながらないよう、学校における情報モラル教育を推進し、保護者においてもこれらについての理解を求めている。

く。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知する。

また、SNS上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取る。その際、必要に応じて関係機関の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

⑥ いじめが「解消している」状態について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談により確認する。

イ いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要と判断した場合は、より長期の期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行うものとする。

いじめが解消に至っていない場合は、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。亀山西小学校「いじめ防止対策委員会」は、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有のための定期的な委員会を開催して、教職員の役割分担を含む「対処プラン」を検討・策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎないことから、いじめが再発する可能性があるという認識に立ち、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察し、定期的に情報を共有する必要がある。

4 保護者・地域の役割

（１）保護者の役割（いじめ防止対策推進法第9条）

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養

うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。

また、保護者は学校等が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとされ、いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。

(2) 地域の役割

子どもが安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子どもを見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関に速やかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、PTAの各種会議や保護者会、学校運営協議会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校だよりや学年（学級）通信を通して協力を呼びかけたりして、保護者との連携を推進しなければならない。

また、学校は、いじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校、保護者だけでなく地域住民とも協力して、地域ぐるみのいじめ防止対策を効果的に推進することが必要である。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条）

重大事態とは、①「いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、②「いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」をいう。

①については、いじめを受ける児童の状況で判断する。たとえば、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は校長の判断により迅速に調査する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査や報告等にあたる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。いじめられた児童・保護者が詳細な調査や事案の公表を望まない場合や保護者から転学等の相談があった場合であっても、児童や保護者から理由を丁寧に聞き取り、検証する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合、直ちに、亀山市教育委員会に報告するとともに、校長がリーダーシップを発揮し、学校が主体となって、いじめ対策防止委員会が調査を行い、事態の解決に当たる。また、事案によっては、亀山市教育委員会の調査機関

が調査を行い対応にあたる。

(3) 重大事態への調査

① 調査の主体

学校又は亀山市教育委員会の調査機関が調査の主体となり、当該重大事態の調査にあたる。重大事態の内容により、鈴鹿児童相談所、亀山警察署、津地方法務局等専門機関への参加要請を行う。

② 調査に向けて

いじめ行為が、いつ（いつ頃）、誰から、どのような態度で行われ、その背景や人間関係にどのような問題があったのか、学校・教職員がどのように対応したかの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。なお、この際、事態の因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、被害児童や保護者に対して、調査の目的、時期・期間、調査項目、調査方法、また、調査結果の提供内容等について、事前説明を行い、調査に関する意見を適切に聞き取っておく。

③ 調査の記録

調査により把握した情報の記録は、適切に保存する。この記録については、重大事態の調査を行う主体が実施した調査の記録の他、いじめの重大事態として取り扱う以前に、教育委員会及び学校が取得、作成した記録（アンケート、個人記録、面談記録、日記等も含む）も含み、亀山市の文書管理規則等に基づき適切に保存する。

④ 調査の在り方

いずれの調査の場合も、亀山市教育委員会からの積極的な支援を背景に行う。

ア いじめを受けた児童からの聞き取りが可能な場合

いじめを受けた児童から、十分聞き取るとともに、在籍児童や教職員も含めて関係性のある者からの調査・聞き取りを行う。この際、いじめを受けたり、情報を提供したりした児童を守ることを最優先する。また、いじめを受けた児童及び保護者への心のケア等の支援も継続して行う。

イ いじめを受けた児童からの聞き取りが不可能な場合

該当児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、今後の協議について協議したうえで、関係者への聞き取り等の調査を行う。

ウ 自殺及び企図が見られる場合

自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を優先する必要がある。その際、自殺及び企図した児童の尊厳を保持しつつ、自殺及び企図にいたった経過を検証し、再発防止を講ずることを目指し、保護者の気持ちを十分 酌量・配慮しながら調査を行う。

エ 不登校重大事態である場合

「不登校重大事態に係る調査の指針（H28・3）」に沿って調査を行う。いじめを受けた児童ならびに保護者に対して、経過報告を行う。

⑤ 調査結果に対して

ア 調査結果の報告

重大事態の調査結果及びその後の対応方針について、亀山市長に亀山市教育委員会を通じて報告・説明する。調査結果の報告の際、被害児童・保護者は、調査結果に係る所見をまとめた文書を当該報告に添えることができるため、予め被害児童・保護者に伝えておく。

イ 被害児童及び保護者への情報提供及び説明

調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供することを踏まえ、調査より明らかになった事実関係について、経過報告を適宜・適切な方法で行う。また、調査の課程や調査結果の公表に際し、被害児童及び保護者のプライバシーに十分配慮し、不利益につながらないように最大限の配慮を行う。

ウ 調査結果の公表

いじめの重大事態に関する調査結果を公表するか否かは、学校及び亀山市教育委員会として、事案の内容大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切にすることとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。なお、亀山市教育委員会及び学校は、被害児童生徒保護者に対して、公表の方針について説明を行わなければならない。

⑥ 調査結果を踏まえた対応

被害児童に対して、継続的なケアを行い、被害児童が不登校となっている場合は学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行う。その際、必要に応じて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用する。また、加害児童に対して、個別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、被害児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させる。加害児童生徒に対する指導等を行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行うこと。また、いじめの行為について、加害者に対する懲戒の検討も適切に行う。

6 新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別をなくすために

新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別をなくすための学習指導資料を三重県教育委員会が作成しました。新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や誹謗中傷、いじめや差別行為などの人権侵害の発生は、断じて許されない行為です。こうした人権侵害を防止するため、児童が新型コロナウイルス感染症に係る偏見やいじめ・差別に気づき、それらをなくすための行動がとれる力を身に付けられるよう、三重県教育委員会が、児童の発達の段階を踏まえた学習指導資料を作成しましたので、これらを活用して、正しい知識や行動を考える機会としなければなりません。また、三重県PTA連合会からは、「一人ひとりが感染防止対策をし、感染者をあたたく見守る行動を！」のメッセージとともに「コロナ対策3つの約束」（「聞かない」「言わない」「探らない」）の取組が昨年度発出されています。今後も三重県教育委員会の指導資料と合わせて、定期的・継続的に取り組んでいかなければなりません。

(1) 資料名（三重県教育委員会）

人権学習指導資料「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」

(2) 特徴

- ・ 小学校及び特別支援学校小学部低学年から高等学校及び特別支援学校高等部まで、児童生徒の発達の段階に応じた学習内容で作成しています。
- ・ 教職員が活用しやすいよう、短時間でも学習を行うことができるような内容とし、学習の展開例を示しています。

(3) 内容

＜小学校・特別支援学校 小学部 低学年向け＞

- ・ 咳エチケットの大切さを知る
- ・ 決めつけた見方のおかしさに気づく

＜小学校・特別支援学校 小学部 中学年向け＞

- ・ 感染症に結び付けたからかいの問題性に気づく
- ・ 安易な言動で誰かを傷つけてしまうことがないよう、相手の気持ちを考えて行動しようとする態度を養う

＜小学校・特別支援学校 小学部 高学年向け＞

- ・ 不確かな情報や憶測が偏見や差別を生む原因となることを知る
- ・ 差別的言動の問題性を指摘したり、制止したりする方法を考える

※ この学習と同趣旨の動画「新型コロナウイルスに負けない！～差別や偏見をなくすために～」を、在宅学習用として三重県教育委員会のホームページに掲載

■関連資料

[人権学習指導資料「なくそう！新型コロナウイルス感染症に係る偏見、いじめ・差別」](#)
(PDF(519KB))

■関連リンク

[動画「新型コロナウイルスに負けない！～差別や偏見をなくすために～」](#)

(4) 資料名（三重県PTA連合会）

一人ひとりが感染防止対策をし、感染者をあたたかく見守る行動を！

～「コロナ対策3つの約束」「聞かない」「言わない」「探らない」の取組～

(5) 趣旨

三重県PTA連合会から「一人ひとりが感染防止対策をし、感染者をあたたかく見守る行動を！」のメッセージとともに「コロナ対策3つの約束」「聞かない」「言わない」「探らない」のクリアファイルを配布していただきました。そこには、「新型コロナウイルスは、誰が、いつ、どこで感染するかわかりません。そのような状況にあって、感染された方やその家族に対する不当な差別、偏見、いじめは、断じて許されるものではありません。保護者の皆様の言動が、子どもたちに大きな影響を与えます。多くの方が不安や悩みを抱えていると思いますが、みんなで力を合わせてこの困難を乗り越えていきましょう。」とあります。

必要以上に感染者を特定しようとすることは、誹謗中傷、偏見、差別につながりかねないことから、こうした行動は控えてください。子どもたちを差別や人権侵害から守るため、ご理解ご協力をお願いします。

なお、SNSで児童に関するいじめや不適切な発見した場合に、スクリーンショット画像で投稿できる三重県教委アプリ「ネットみえ～る」も紹介されています。

今の時代、感染症に関わらずネット上への不適切な書き込みは「犯罪」につながりかねません。書いてしまうとあっというまに拡散し、止めたり削除したりすることが難しいです。



(別紙1) いじめ防止対策年間指導計画

留意点：いじめ防止（未然防止と早期発見の視点）と関連づけて意識的に取り組む

月	指導等の内容		
	教職員の活動	学年・学級での活動	保護者等への働きかけ
4月	○いじめ防止基本方針の検討・確認 ○いじめ対策に関わる共通理解（転入教職員・初任者） ○児童に関する情報交流（就学前の引継ぎ含む）（校内委員会・職員会議・いじめ防止対策委員会） ○前年度までの友人関係・いじめの有無・加害被害の関係・家庭背景等の確実な引継ぎ ○前年度の学校生活アンケートの「学級満足度」（QU）の確認 ○学級開き（人間関係づくり・学年ルール）の検討・確認（学年会・生徒指導委員会） ○前年度の学校評価の「いじめ」等に関わる数値（児童及び保護者）の確認 ○スクールカウンセラー（以下SCと表記）の見立ての共有 ○学級開き研修会	○学級開き ○学級・学年のきまりづくり ○友人関係、集団づくり ○生活目標への取り組み（いじめをなくす取組） ○縦割り班活動の計画 ○児童の交友関係や悩み等の情報把握（児童への目配り・生活ノート・日記・作文等：通年）	○いじめ対策の説明。啓発（PTA総会・学級懇談会） ○授業参観 ○学校運営協議会での情報収集（地域での児童の様子への把握） ※学校運営協議会は毎月第二金曜日開催
5月	○QU調査や人権アンケート等による学級状況の把握 ○家庭訪問 ○児童に関する情報交流（校内委員会・職員会議） ○亀山幼稚園・第一愛護園・第三愛護園（以下3園）との情報交流 ○中学校区での情報交換①（卒業生の授業参観含む）	○学校行事を通じた人間関係づくりの推進 ○班活動、朝の会・帰りの会の検証・振り返り・確認 ○縦割り班活動の推進 ○教育相談の開催（児童）	○授業参観 ○教育相談の開催（保護者） ○家庭訪問
6月	○児童及び学級の課題に関する情報交流（全体研修・職員会議） ○道徳・人権に関する授業研究	○教育相談の開催（児童） ○いじめ実態調査① ○道徳・人権学習の推進（友人関係に変化が表れる時期であり、いじめ防止に焦点化）	○教育相談の開催（保護者） ○学校運営協議会での情報収集（地域での児童の様子への把握）

学級づくり・なかまづくり・人間関係づくり

保幼小・中連携事業

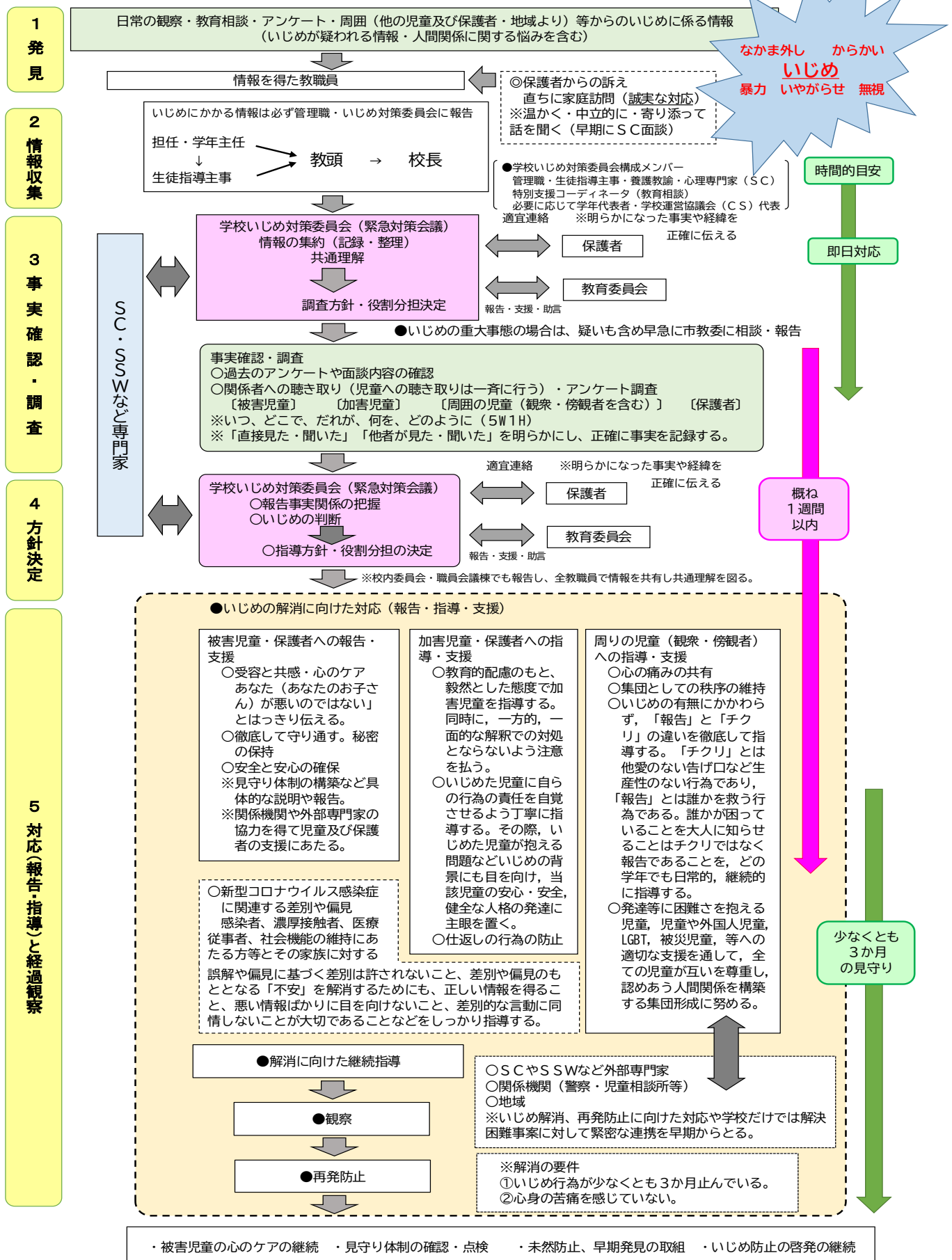
7月	○児童に関する情報交流（職員会議） ○1学期の取組評価（生徒指導・なかまづくり・話し合い活動） ○親和的な学級づくり・話し合い活動の1学期の振り返り ○3園との情報交流	○教育相談の開催（児童） ○担任による個別の教育相談（高学年随時）	○保護者との情報交換（個別懇談会） ○教育相談の開催（保護者）
8月	○一学期の取り組みの還流（職員会議） ○授業改善・授業力向上（研修会） ○親和的な学級づくり・なかまづくりのレポート交流 ○Q U調査の分析と課題解決に向けた具体策の検討 ○生徒指導・人権教育講演会での研修 ○S CやS S Wの活用研修 ○2学期の生徒指導についての共通理解	○教育相談の開催（児童）	○教育相談の開催（保護者）
9月	○夏休み明けの児童の様子や生活リズムの把握 ○学校行事を通じた人間関係づくり ○児童に関する情報交流（校内委員会・職員会議）	○教育相談の開催（児童）	○夏休み明けの児童の様子の変化に注意し保護者との共有を図る ○教育相談の開催（保護者）
10月	○児童に関する情報交流（校内委員会・職員会議） ○授業改善・授業力向上（研修会） ○中学校区での生徒指導・人権教育・研修の情報交換②	○縦割り班活動の推進 ○教育相談の開催（児童） ○2学期の振り返りを意識した学級の課題の共有と解決に向けての取組の立案	○授業参観 ○教育相談の開催（保護者）
11月	○児童・学級の課題に関する情報交流（校内委員会・職員会議） ○Q U調査や人権アンケート等による学級状況の把握 ○道徳・人権に関する授業研究 ○いじめ防止啓発月間の取組	○教育相談の開催（児童） ○いじめ実態調査② ○道徳・人権学習の推進（いじめに焦点化） ○児童の主体性を重視した（児童会主体の）取組の推進①	○授業参観（人権・道徳） ○教育相談の開催（保護者）
12月	○教育活動に関するアンケートの実施 ○2学期の取組評価（生徒指導・親和的ななかまづくり・話し合い活動の振り返り）	○人権集会への取組 ○担任による個別の教育相談（高学年随時） ○教育活動に関するアンケートの実施	○保護者との情報交換（個別懇談会） ○学校評価（保護者）

行事を通しての学級づくり・なかまづくり・人間関係づくり。保幼小中連携

学校評価・教職員評価
児童アンケート

1 月	○冬休み明けの児童の様子や生活リズムの把握 ○児童に関する情報交流（校内委員会・職員会議）	○教育相談の開催（児童） ○縦割り班活動の推進	○冬休み明けの児童の様子の変化に注意し保護者との共有を図る ○教育相談の開催（保護者）
2 月	○児童及び学級の課題に関する情報交流（校内委員会・職員会議） ○3学期の取組評価（生徒指導・親和的ななかまづくり・話し合い活動の振り返り）	○教育相談の開催（児童） ○情報モラル学習	○授業参観 ○教育相談の開催（保護者） ○情報モラル学習
3 月	○児童に関する情報交流（一年間の振り返り）（校内委員会・職員会議） ○来年度の親和的ななかまづくり・集団づくりの検討 ○3園との情報交流 ○中学校区での情報交換会③（連絡会への参加） ○指導記録の整理・次学年への引き継ぎ資料の作成 ○学級編制に向けての児童の不安の声等の把握 ○いじめ防止への指導指針及び指導計画の見直しと申し送り（いじめ防止対策委員会・職員会議） ○いじめ等に関する情報を確実に引き継ぐための資料作り ○学校運営協議会へのいじめ防止対策・取組方針の提案	○学級納め	○学校運営協議会での情報収集（地域での児童の様子への把握） ○学校運営協議会による来年度のいじめ防止に対する取組方針の承認

(別紙2) いじめ事案対応フローチャート（組織対応の流れ）



1 いじめが起こりやすい・起こっている学級集団

- A 朝いつも誰かの机が曲がっている・・・・・・・・・・()
- B 掲示物が破れていたり落書きがあつたりする・・・・・・・・()
- C グループ分けをすると特定の子どもが残る・・・・・・・・()
- D グループ学習等の際、机と机の間に隙間がある・・・・・・・・()
- E 些細なことで冷やかしたりするグループがある・・・・・・・・()

2 いじめられている子ども

◆日常の行動・表情の様子

- ① 遅刻・欠席が多くなる・・・・・・・・・・・・・・・・()
- ② 顔色が悪く、元気がない・・・・・・・・・・・・・・・・()
- ③ 早退や一人で下校することが増える・・・・・・・・()
- ④ 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる・・・・・・()
- ⑤ 下を向いて視線を合わせようとしない・・・・・・・・()
- ⑥ 友人に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする・・・()

◆授業中・休み時間

- ⑦ 発言すると、周囲から冷やかされる・・・・・・・・()
- ⑧ 学習意欲が減退し、忘れ物が増える・・・・・・・・()
- ⑨ グループ学習等の際、机と机の間に隙間がある・・・・・・()
- ⑩ 班編制の時孤立しがちである・・・・・・・・・・()
- ⑪ 教室へいつも遅れて入ってくる・・・・・・・・・・()
- ⑫ 教職員の近くにいたがる・・・・・・・・・・()

◆昼食・清掃時

- ⑬ 食事の量が減ったり、食べなかったりする・・・・・・()
- ⑭ いつも雑巾がけやゴミ捨ての当番になっている・・・・・・()
- ⑮ 一人で掃除をしている・・・・・・・・・・()

◆その他

- ⑯ 持ち物や机、ロッカーに落書きをされる・・・・・・・・()
- ⑰ 部活動を休むことが多くなり、やめると言い出す・・・・()
- ⑱ 衣服の汚れや破れが見られる・・・・・・・・・・()
- ⑲ 手や足に擦り傷やあざがある・・・・・・・・・・()
- ⑳ けがの状況と本人が言う理由が一致しない・・・・・・()

3 いじめている子ども

- ア 家や学校で悪者扱いされていると思っている・・・・・・()
- イ あからさまに、教職員の機嫌をとる・・・・・・・・()
- ウ 特定の子どもにのみ強い仲間意識を持つ・・・・・・()
- エ グループで行動し、他の子どもに指示を出す・・・・・・()
- オ 他の子どもに対して威嚇する表情をする・・・・・・()

(別紙4)いじめ防止の取組チェックリスト(教職員用)

学校におけるいじめの防止等の取組に関して、全教職員で共通理解し、組織的に実行できているかをふり返し、「定期的に自らの実践・意識の維持・向上・改善」を行う。

4…よくできている、3…おおむねできている、2…あまりできていない、1…できていない

1 いじめの防止のための取組		項 目	チェック
授業 学校 づくり	児童が規律正しい態度で主体的に授業や行事に取り組めるよう指導・支援を行っている		4 3 2 1
	わかる・できるなどの達成感や成就感を味わわせる授業づくり、全ての児童が参加できる授業づくりなどを通して、だれ一人取りこぼさない学級づくりに努めている		4 3 2 1
生徒 集団 理解	互いのよさや違いを認め合う、親和的な集団づくりに努めている		4 3 2 1
	児童理解や人間関係の把握に努めるとともに、児童一人一人と「十分なコミュニケーション」をとるよう、また学級外の子どもたちにも日常的な声かけを心掛けている。		4 3 2 1
生徒 指導	生徒指導・人権教育の視点を大切にした授業づくり・仲間づくり・親和的な学級づくりについて、全教職員が共通して取り組むよう努めている		4 3 2 1
	定期的にいじめ調査を行うとともに、児童が「死ぬ」「うざい」等、人を傷つける言葉を発した時には、その場で注意・指導するよう努めている		4 3 2 1
資質 教職 能力 向上	いじめの重大性を全教職員が認識するとともに、教師の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり児童によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている		4 3 2 1
	問題を特定の教員が抱え込まず、学校全体で対応する体制を確立するとともに、いじめに関する校内研修会や事案検討を定期的に関き、教職員の資質向上や取組に生かしている		4 3 2 1
2 いじめの早期発見、早期対応等		項 目	チェック
い じ め の 発 見	日常の観察に加え、アンケートや面談、個人ノートなどを活用し、児童の実態把握・心のサインを見逃さない情報収集に努めている		4 3 2 1
	いじめの疑いや気になる兆候が見られる場合には、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し、複数の教職員で情報を共有したうえで見守るようにしている		4 3 2 1
	児童の人間関係等を観察しながら、「もしかして、いじめではないか」という視点を常に意識している		4 3 2 1
い じ め の 対 応 等	被害児童や情報を提供してくれた児童を守り通すことを前提に、特定の教員で抱え込まずに、ホウレンソウ・情報共有を徹底し、学校組織で迅速に対応することに努めている		4 3 2 1
	加害児童への指導について、その行為に対しては毅然とした態度で指導をしたうえで、行為の背景などに寄り添い、校内委員会と連携し、根本からの改善に努めている。また、解決したと見られる場合でも継続して十分な注意を払い、必要な指導を行っている。		4 3 2 1
3 家庭や地域の関係団体等との連携促進		項 目	チェック
学校行事や学級での出来事などについて、HP・通信等で情報発信するよう努めている			4 3 2 1
児童の様子で気になることがあれば、大小にかかわらず家庭へ連絡したり、保護者から聞き取ったりするよう努めている			4 3 2 1
いじめに関して家庭や地域の理解や協力が得られるよう、学校の基本姿勢等を公表し、いじめが起きた場合、学校での解決に固執することなく家庭と連携して解決に当たっている			4 3 2 1

いじめ早期発見のための気づきリスト（学校用）

（本気づきリストの活用例）

- ・ 個別面談や長期休業明け、子どもの様子が気になった時に、担任等が子どもの変化を具体的に把握するために使用
- ・ 定期的に子どもの様子を確認し、記録として残すことで兆候を把握

対象児童生徒名：

記入日： 年 月 日（ ）

子どもの様子

【学校生活】

- ☐ 遅刻や早退、欠席が増えた
- ☐ 体調不良を訴えて保健室に行くことが増えた
- ☐ 授業中に寝るなど集中していないことが増えたり、成績が下がったりした
- ☐ 忘れ物や失くし物が増えた
- ☐ 昼食を食べなかったり、残したりしている
- ☐ 部活動を休んだりやめたいと言ったり、進路変更したいと言ったりする

【友人関係】

- ☐ 一緒に過ごす友人が変わった
- ☐ 休み時間に1人で過ごすことが増えた
- ☐ 周囲の様子を気にするようになった

【本人の様子】

- ☐ 落ち込んだり、はしゃいだり、感情の起伏が激しくなった
- ☐ 何かと教職員に寄ってくるようになった
- ☐ 頻繁に持ち物が替わるようになった
- ☐ スマートフォンやSNSをひどく気にするようになった
- ☐ 服が汚れていたり、理由のはっきりしないあざや擦り傷がある

【その他気になること】

（ ）

子どもの様子が気になったら

1. 学校内で共有し、様々な立場の教職員が本人の様子を丁寧に観察する。
2. 本人の様子を保護者に伝え、家庭でも見守りを依頼して状況を共有する。
3. 本人との面談を行い、悩みや不安、いじめについて聞き取って確認する。
4. 本人との信頼関係保持に配慮しつつ、面談の様子について保護者と共有する。
5. 面談等でいじめの被害申告があったり、いじめの情報を得たりした場合には、原則として、その日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちに取り組む。

※本リストは「いじめ早期発見」のためのものですが、児童虐待や抑うつ状態の兆候とも重複する可能性がありますので留意願います。